

厚生労働省発健0521第3号
令和3年5月21日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正し、令和3年5月22日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、使用するワクチンに、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)を加えることについて妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和3年5月22日から適用する。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
（令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p data-bbox="703 347 1081 414">厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p> <p data-bbox="568 459 1081 526"><u>一部改正 厚生労働省発健0521第2号</u> <u>令和3年5月21日</u></p> <p data-bbox="163 564 495 670">各 市 町 村 長 特 別 区 長 殿</p> <p data-bbox="757 711 1055 778">厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="203 820 996 852">新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）</p> <p data-bbox="163 932 1104 1034">予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。</p> <p data-bbox="622 1078 654 1110">記</p> <p data-bbox="170 1152 992 1219">1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する16歳以上の者</p> <p data-bbox="170 1260 790 1327">2 期間 令和3年2月17日から令和4年2月28日まで</p> <p data-bbox="170 1369 1104 1436">3 使用するワクチン <u>(1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-</u></p>	<p data-bbox="1653 347 2031 414">厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p> <p data-bbox="1122 564 1453 670">各 市 町 村 長 特 別 区 長 殿</p> <p data-bbox="1706 711 2004 778">厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="1158 820 1951 852">新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）</p> <p data-bbox="1122 932 2054 1034">予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。</p> <p data-bbox="1572 1078 1603 1110">記</p> <p data-bbox="1128 1152 1942 1219">1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する16歳以上の者</p> <p data-bbox="1128 1260 1740 1327">2 期間 令和3年2月17日から令和4年2月28日まで</p> <p data-bbox="1128 1369 2063 1436">3 使用するワクチン コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令</p>

〈改正後〉

〈現 行〉

2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)

(2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-

2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

ただし、(2)については、上記1のうち16歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日

各

市町村長
特別区長

 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。)の区域内に居住する16歳以上の者

2 期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

ただし、(2)については、上記1のうち16歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。

以上